局・区と改革PTの議論資料

局・部名	福祉局高齢者施策部
担当課名	高齢施設課

項目名	【整理番号103】 軽費老人ホームサービス提供費補助金
局・区の考え方	(試案) 1 見直しの考え方 ・本市が補助している加算額部分について、比較4市の状況を踏まえ、見直しを行う。 2 見直し内容 〈見直し内容〉 ・本市が補助している加算部分である、民間施設給与等改善費及び特別運営費について、比較4市の状況を踏まえ、廃止。 〈他都市の状況〉 【民間施設給与等改善費】 大阪府:平成23年度・平成24年度の27年をかけて廃止。 (参考) 予算執行額 平成23年度2/3 → 平成24年度1/3→平成25年度 0 【特別運営費】比較4市の状況 名古屋市、神戸市加算なし 3 実施時期 ・平成24年度(8月から) 4 留意事項 ・関係先との調整が必要 【局・区の考え方】 ・軽費老人ホームを大阪市内に設置・運営する社会福祉法人に対し、国の取扱い指針に基づき、入所者のサービス提供に要する費用を補助しており、利用者の処遇向上と法人の安定的運営を図るために重要な事業である。 ・他の政令指定都市や府下の中核都市(高機市、東大阪市等)においても、民間施設給与等改善費を国の指針に基づき交付している。 ・今般の、府下の政令市や中核市をのぞく特例市に対する大阪府の見直し状況等を踏まえ、本市においても検討する必要があると考えることが必要である。 ・見直しにあたっては、平成24年8月からでは施設運営に大きな影響を与えることから、平成24年度末までに関係先と調整を行い、平成25年度3/4、平成26年度2/4、平成27年度1/4の交付を行い、平成27年度末に廃止を行うなど、大阪府と同様の激変緩和のための経過措置を設けることが必要である。。
参考データ等	なし